

火災安全システム

火災警報器が煙や熱を感知すると、戸外に設置したベルで周囲に知らせるとともに室内に設置した通報機が自動的に東京消防庁へ通報します。

1 対象者 (1)～(4)の全てを満たすかた

- (1) 「ひとりぐらし等高齢者登録」をしている
- (2) 一人暮らしまたは、高齢者のみの世帯
- (3) 木造等の建物に居住しており、心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要である
- (4) おおむね 30 分以内に到着できる居住管理協力者が1名以上いる

※認知症や寝たきり等のため、自分で通報ができないかたが対象です。

※鉄筋コンクリート造等の耐火建物・準耐火建物は対象外となります。

2 提出書類

- (1) 利用申請書
- (2) 誓約書
- (3) 設置承諾書(賃貸住宅にお住まいの方のみ)

3 使用機器

- (1) 火災警報器 2 台
熱感知器と煙感知器の 2 種です。煙や熱を感知して音声で警報します。
- (2) 戸外警報器 1 台
感知器と連動して、本人や近隣の方に火事を知らせます。
- (3) 専用通報機 1 台
感知器と連動して、電話回線を通じて東京消防庁へ自動通報します。

4 料金

機器の設置費がかかります。費用は決定通知書にてお知らせします。

【自己負担】

自己負担があります。なお、通報機の利用料金はかかりません。

※住民税が非課税世帯または生活保護受給者世帯の方は無料です。

5 ご利用にあたって

- (1) 通報機は固定電話に取り付けます。
- (2) 換気状態が悪い場合や料理等による温度の上昇、湯気・煙の影響で火災警報器が作動する可能性があります。
- (3) 一年に一回、定期点検があります。
- (4) 登録内容に変更がある場合や機器が不要となった際は、必ず区へ連絡をお願いします。

6 申請から設置までの流れ

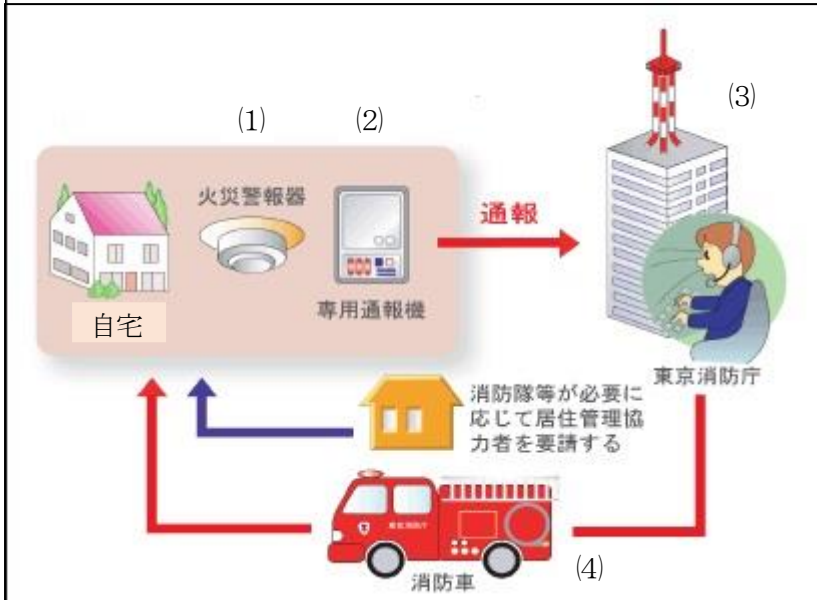
- (1) 申請
- (2) 審査
- (3) 承認通知書の発送
- (4) 委託業者から申請時に登録のあった連絡先に訪問の日程調整の連絡
- (5) 委託業者が訪問し、機器設置。(約 4 時間かかります)

(次ページに続きます)

7 通報の流れ

- (1) 火災警報器が火災を感知
 - (2) 専用通報機から東京消防庁へ自動通報
 - (3) 東京消防庁から各消防署へ出動要請
 - (4) 現場に消防車派遣
- ※自動通報時に東京消防庁からの電話確認はございません。

(イメージ図)



8 設置及び保守点検委託業者

一般社団法人 東京防災設備保守協会
〒162-0805 東京都新宿区矢来町81—3
※通報機の設置及び保守点検を委託している業者です。
※通報時の対応は東京消防庁で行っています。

9 担当課

目黒区高齢福祉課在宅事業係
東京都目黒区上目黒2-19-15
電話:03-5722-9839
※ 申請は各包括支援センター及び高齢福祉課で受付けています。